

令和 8 年 第 1 回

伊根町議会定例会会議録

令和 8 年 3 月 3 日（第 1 号）

伊 根 町 議 会

令和 8 年 第 1 回（定例会）

伊根町議会 会議録（第1号）

招 集 年 月 日	令和8年 3月 3日 火曜日						
招 集 場 所	伊根町コミュニティセンター ほっと館 ふれあいホール						
開 閉 の 日 時 及 び 宣 告 者	開 会	令和8年 3月 3日 9時30分			議 長	佐 戸 仁 志	
	散 会	令和8年 3月 3日 11時34分			議 長	佐 戸 仁 志	
応(不応)招 議 員 及 び 出 席 並 び に 欠 席 議 員	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠	出席 9名 欠席 0名
	1	上 辻 亨	○	6	大 谷 功	○	
	2	長谷川貴之	○	7	和 田 義 清	○	
	3	松 山 義 宗	○	8	濱 野 茂 樹	○	
	4	向 井 久 仁 子	○	9	佐 戸 仁 志	○	
	5	山 根 朝 子	○				
地 方 自 治 法 第 1 2 1 条 の 規 定 に よ り 説 明 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	職	氏 名	出欠	職	氏 名	出欠	出席 11名 欠席 0名
	町 長	吉 本 秀 樹	○	保健福祉課長	石 野 靖	○	
	副 町 長	上 山 富 夫	○	地域整備課長	橋 本 利 将	○	
	教 育 長	岩 佐 好 正	○	教育次長	横 川 純	○	
	総務課長	鍵 良 平	○	会計管理者	中 川 雅 貴	○	
	企画観光課長	千 賀 和 孝	○	代表監査委員	森 下 繁 之	○	
	住民生活課長	森 田 連 三	○			○	
職務のため 出席した者 の 職 氏 名	議 会 事務局長	倉 正 人	○	嘱託職員	奥 野 日 菜	○	
会 議 録 署 名 議 員	2 番	長谷川 貴之		8 番	濱野 茂樹		
議 事 日 程	別紙のとおり						
会 議 に 付 し た 事 件	別紙のとおり						
会 議 の 経 過	別紙のとおり						

令和8年 第1回 伊根町議会定例会

議事日程 (第1号)

令和8年3月3日(火)
午前 9時30分 開議

- | | |
|--------|---|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 会期の決定 |
| 日程第 3 | 諸般の報告 |
| 日程第 4 | 行政報告 |
| 日程第 5 | 議案第 2号 専決処分の承認を求めることについて(令和7年度伊根町一般会計第6回補正予算) |
| 日程第 6 | 議案第 3号 令和8年度伊根町一般会計予算 |
| 日程第 7 | 議案第 4号 令和8年度伊根町国民健康保険特別会計予算 |
| 日程第 8 | 議案第 5号 令和8年度伊根町財産区特別会計予算 |
| 日程第 9 | 議案第 6号 令和8年度伊根町介護保険特別会計予算 |
| 日程第 10 | 議案第 7号 令和8年度伊根町訪問看護事業特別会計予算 |
| 日程第 11 | 議案第 8号 令和8年度伊根町後期高齢者医療特別会計予算 |
| 日程第 12 | 議案第 9号 令和8年度伊根町簡易水道事業会計予算 |
| 日程第 13 | 議案第 10号 令和8年度伊根町下水道事業会計予算 |
| 日程第 14 | 議案第 11号 令和7年度伊根町一般会計第7回補正予算 |
| 日程第 15 | 議案第 12号 令和7年度伊根町国民健康保険特別会計第4回補正予算 |

日程第 1 6	議案第 1 3 号	伊根町飲食料品等小売施設の設置及び管理に関する条例の制定について
日程第 1 7	議案第 2 3 号	財産の無償貸付について
日程第 1 8	議案第 1 4 号	伊根町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
日程第 1 9	議案第 1 5 号	伊根町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
日程第 2 0	議案第 1 6 号	公益的法人等への伊根町職員の派遣等に関する条例の一部改正について
日程第 2 1	議案第 1 7 号	伊根町国民健康保険診療所設置及び管理に関する条例の一部改正について
日程第 2 2	議案第 1 8 号	伊根町国民健康保険税条例の一部改正について
日程第 2 3	議案第 1 9 号	伊根町健やか子育て医療費の支給に関する条例の一部改正について
日程第 2 4	議案第 2 0 号	伊根町奨学基金条例の一部改正について
日程第 2 5	議案第 2 1 号	伊根町特別職職員の給与及び報酬等に関する条例の一部改正について
日程第 2 6	議案第 2 2 号	伊根町小学校教育の在り方審議会設置条例及びより豊かな学びが実現できる学校施設審議会設置条例の廃止について

会議に付した事件

- | | |
|---------|--|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 会期の決定 |
| 日程第 3 | 諸般の報告 |
| 日程第 4 | 行政報告 |
| 日程第 5 | 議案第 2 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 7 年度伊根町一般会計第 6 回補正予算） |
| 日程第 6 | 議案第 3 号 令和 8 年度伊根町一般会計予算 |
| 日程第 7 | 議案第 4 号 令和 8 年度伊根町国民健康保険特別会計予算 |
| 日程第 8 | 議案第 5 号 令和 8 年度伊根町財産区特別会計予算 |
| 日程第 9 | 議案第 6 号 令和 8 年度伊根町介護保険特別会計予算 |
| 日程第 1 0 | 議案第 7 号 令和 8 年度伊根町訪問看護事業特別会計予算 |
| 日程第 1 1 | 議案第 8 号 令和 8 年度伊根町後期高齢者医療特別会計予算 |
| 日程第 1 2 | 議案第 9 号 令和 8 年度伊根町簡易水道事業会計予算 |
| 日程第 1 3 | 議案第 1 0 号 令和 8 年度伊根町下水道事業会計予算 |
| 日程第 1 4 | 議案第 1 1 号 令和 7 年度伊根町一般会計第 7 回補正予算 |
| 日程第 1 5 | 議案第 1 2 号 令和 7 年度伊根町国民健康保険特別会計第 4 回補正予算 |
| 日程第 1 6 | 議案第 1 3 号 伊根町飲食料品等小売施設の設置及び管理に関する条例の制定について |

- | | | |
|---------|-----------|--|
| 日程第 1 7 | 議案第 2 3 号 | 財産の無償貸付について |
| 日程第 1 8 | 議案第 1 4 号 | 伊根町特定乳児等通園支援事業の運営に関する
基準を定める条例の制定について |
| 日程第 1 9 | 議案第 1 5 号 | 伊根町消防団員等公務災害補償条例の一部改正
について |
| 日程第 2 0 | 議案第 1 6 号 | 公益的法人等への伊根町職員の派遣等に関する
条例の一部改正について |
| 日程第 2 1 | 議案第 1 7 号 | 伊根町国民健康保険診療所設置及び管理に関す
る条例の一部改正について |
| 日程第 2 2 | 議案第 1 8 号 | 伊根町国民健康保険税条例の一部改正について |
| 日程第 2 3 | 議案第 1 9 号 | 伊根町健やか子育て医療費の支給に関する条例
の一部改正について |
| 日程第 2 4 | 議案第 2 0 号 | 伊根町奨学基金条例の一部改正について |
| 日程第 2 5 | 議案第 2 1 号 | 伊根町特別職職員の給与及び報酬等に関する条
例の一部改正について |
| 日程第 2 6 | 議案第 2 2 号 | 伊根町小学校教育の在り方審議会設置条例及び
より豊かな学びが実現できる学校施設審議会設
置条例の廃止について |

会 議 の 経 過

令和8年3月3日（火）
午 前 9時30分 開議

◎ 開会・開議の宣言

○議長（佐戸仁志君） 皆さん、おはようございます。

令和8年第1回定例会が招集されました。

本定例会における議案は、既に配付のとおりです。令和8年度当初予算をはじめ、条例改正等の議案が上程されております。議員各位におかれましては、本定例会議案の審議に際し、活発な議論をお願い申し上げるとともに、円滑に議事が進められ、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。

町長より招集の挨拶を求めます。吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 皆さん、おはようございます。

令和8年第1回伊根町議会定例会の招集に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

春の気配が感じ取れる陽気となつてまいりました。役場の裏手からも、間もなくウグイスの鳴き声が聞かれる頃かと思ひます。

令和7年度も、はや年度末を迎えております。伊根分校跡地に建設中のゴダイドラッグ伊根店が、新年度開始早々、4月9日に開店を迎えます。町民の皆さんの日用品、飲食料品の購入、そして日常生活の利便性が大きく向上するものと期待をしております。地元はもとより、近隣の皆さん、また観光客の皆さんにも大いにご利用いただけること、末永く愛され、にぎわう店舗となりますようお願い申し上げます。

また、4月1日より、伊根診、本診が統合されるわけでございますが、ゴダイ薬局の薬剤師の都合で、院外処方箋の受付がゴダイにおきましては2か月余り遅れます。その間は、伊根診療所での院内処方となります。ご理解ください。住民の皆さんには、伊根診のほうでその都度説明を申し上げます。

今後も、店舗の運営をしていく上でこのようなイレギュラーな事態が起こることが予想されます。その折には、当面の間は、激励を込めておおらかに見守っていただきたく思ひます。よろしくお願い申し上げます。

本定例会にご提案申し上げます議案については、令和8年度当初予算で一般会計と特別会計、企業会計で8件、令和7年度補正予算が2件、条例の制定が3件、一部改正が7件、廃止が1件、その他1件を予定しております。何とぞ慎重審議の上、全議案についてご可決賜りますようお願いを申し上げ、本定例会議招集のご挨拶といたします。よろしくお願い申し上げます。

○議長（佐戸仁志君） ただいまの出席議員は全員です。

ただいまから、令和8年第1回伊根町議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（佐戸仁志君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定によって、議長において

2番、長谷川 議員

8番、濱 野 議員を指名します。

以上の両議員に差し支えのある場合は、次の号数の議席の議員をお願いいたします。

◎ 日程第2 会期の決定

○議長（佐戸仁志君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

去る2月24日の議会運営委員会で協議の結果、今期定例会の会期は、本日から3月18日まで

の16日間ということで決定いただきました。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から3月18日までの16日間といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐戸仁志君) 異議なしと認めます。したがって、会期は、本日から3月18日までの16日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定については、お手元に配付の会期及び審議予定のとおりであります。

◎ 日程第3 諸般の報告

○議長(佐戸仁志君) 日程第3、諸般の報告を行います。

陳情書は、お手元に配付のとおりであります。

次に、諸会議等への議員等の出席された状況は、公務報告のとおりでございます。

監査委員からの報告があった例月出納検査結果については、事務局で保管しておりますので、必要な方はご閲覧ください。

次に、私のほうから会議等の報告を申し上げます。

2月13日、都ホテル京都八条において、京都府後期高齢者医療広域連合議会令和8年第1回定例会が開かれ、監査委員、公平委員の選任が行われました。条例の制定、7年度補正予算、8年度一般会計予算、特別会計予算が審議され、賛成多数で可決されました。

2月20日、京都府自治会館において、第76回京都府町村議会議長会定期総会が開かれ、来賓として、西脇京都府知事様、荒巻府議会議長様、吉本町村会長様が参加され、京都府町村議会議長会表彰を山根朝子議員も受けられております。議事として、令和6年度決算、令和8年度一般会計予算が審議され、全員賛成で可決されました。

続いて、松山副議長から、宮津与謝環境組合議会定例会について報告いただきます。3番、松山議員。

○副委員長(松山義宗君) 2月19日午後1時30分から宮津与謝環境組合議会定例会が招集され、山根議員と出席してまいりました。

議案は、令和7年度一般会計補正予算、令和8年度一般会計予算で、補正については、諸収入の増により各市町の分担金が2,100万円減となりました。8年度予算は、人口減少などに伴いごみ量の減少が見られ、前年比3,700万円減の予算となりました。両議案とも、全員賛成で可決されました。

以上です。

○議長(佐戸仁志君) 次に、長谷川総務委員長から、総務委員会及び宮津与謝消防組合議会定例会について報告いただきます。2番、長谷川議員。

○2番(長谷川貴之君) それでは、総務委員会より報告いたします。

令和7年12月3日、今後の取組について協議いたしました。令和7年12月18日、伊根町地域防災計画について協議いたしました。総務課から、関西電力が実施いたしました地滑り調査の結果報告とハザードマップの実態について説明していただきました。

続きまして、宮津与謝消防組合議会定例会の報告をいたします。

2月19日、令和8年第1回宮津与謝消防組合議会定例会が招集され、佐戸議長と出席してまいりました。

専決処分では、消防職員の給与に関する条例及び会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正については、人事院勧告を踏まえた改正であり、全員賛成で承認されました。

条例改正では、消防職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について、職務の危険性及び勤務時間に関わる特殊性を給与において考慮するものであり、火災予防条例の一部改正については、近年のサウナブームを背景に簡易的なサウナ設備が増加していることから、その特性に応じた内容に所要の改正を行い、大規模地震時の電気火災対策として感震ブレーカーの普及促進を明記し、住宅火災予防を促進するため所要の改正を行うものです。

令和7年度一般会計補正予算では、繰越金の計上と、衛星通信系防災情報設備の整備に関わる追

加工事、救急安心センターきょうと（＃７１１９）事業の運営委託に関わる入札減と、宮津分署改修工事に関わる入札減によるものです。

令和８年度一般会計予算では、歳入歳出予算の総額は１０億８，００８万円で、主な事業では、橋北分署消防ポンプ自動車の備品購入費が６，４９５万５，０００円、訓練棟外壁等改修工事の工事請負費２，９８０万円などがありました。また、伊根町分担金は、７，７１５万円となっております。

以上、いずれの議案も全員賛成で可決されました。

以上です。

○議長（佐戸仁志君） 最後に、大谷産業建設委員長から産業建設委員会について報告いただきます。６番、大谷議員。

○６番（大谷 功君） それでは、産業建設委員会の報告をいたします。

令和７年１２月３日、本会議終了後、産業建設委員会を開催し、議会最終日に提言書を提出することについて、それから、次年度の産業建設委員会の取組について検討いたしました。

以上でございます。

○議長（佐戸仁志君） 何か質問等ございますか。

以上で諸般の報告を終わります。

◎ 日程第４ 行政報告

○議長（佐戸仁志君） 日程第４、行政報告を行います。

町長から行政報告の申出がありました。

令和８年度国民健康保険特別会計予算編成に当たって、伊根町こども計画及び道路整備実施計画表については、お手元に配付のとおりであります。

これで行政報告を終わります。

◎ 日程第５ 議案第２号

○議長（佐戸仁志君） 日程第５、議案第２号 専決処分の承認を求めることについて（令和７年度伊根町一般会計第６回補正予算）を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 議案第２号 専決処分の承認を求めることについて（令和７年度伊根町一般会計第６回補正予算）でございます。

衆議院の解散に伴う総選挙の執行経費を計上したもので、議会招集のいとまがなく、専決処分を行ったものでございます。

１ページをご覧ください。

歳入歳出予算総額にそれぞれ１，０１６万３，０００円を追加し、４１億７６０万７，０００円とするものでございます。

２ページ、３ページをお願いいたします。

歳入です。

１５款府支出金 ３項委託金、１，０１６万３，０００円の増額です。

４ページ、５ページをお願いいたします。

歳出です。

２款総務費 ４項選挙費、１，０１６万３，０００円の増額です。

細部につきましては、担当課長からご説明申し上げますので、ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（佐戸仁志君） 鍵課長。

○総務課長（鍵 良平君） 議案第２号 専決処分の承認を求めることについて（令和７年度伊根町一般会計第６回補正予算）の細部説明を申し上げます。

まず、歳入から説明を申し上げます。

１０、１１ページをお願いいたします。

15 款府支出金 3 項委託金 1 目総務費委託金、1,016 万 3,000 円の増額でございます。衆議院議員選挙委託金でございます。

続いて、歳出でございます。

12、13 ページをお願いいたします。

2 款総務費 4 項選挙費 6 目衆議院議員選挙費、1,016 万 3,000 円の増額でございます。1 月 23 日の衆議院の解散に伴いまして執行されることになりました 2 月 8 日の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に係る費用の計上でございます。投票所経費のほか、ポスター掲示場の設置経費、その他事務経費等を計上したものでございます。

簡単な説明でございますが、以上でございます。

○議長（佐戸仁志君） これから質疑を行います。質疑はありますか。質疑はないようでありますが、これで質疑を終わりたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐戸仁志君） 異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案について討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐戸仁志君） 異議なしと認めます。討論を省略します。

これから、議案第 2 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 7 年度伊根町一般会計第 6 回補正予算）を採決します。

本件は承認することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本件は承認することに決定いたしました。

◎ 日程第 6 議案第 3 号

～

日程第 13 議案第 10 号

○議長（佐戸仁志君） 日程第 6、議案第 3 号 令和 8 年度伊根町一般会計予算、日程第 7、議案第 4 号 令和 8 年度伊根町国民健康保険特別会計予算、日程第 8、議案第 5 号 令和 8 年度伊根町財産区特別会計予算、日程第 9、議案第 6 号 令和 8 年度伊根町介護保険特別会計予算、日程第 10、議案第 7 号 令和 8 年度伊根町訪問看護事業特別会計予算、日程第 11、議案第 8 号 令和 8 年度伊根町後期高齢者医療特別会計予算、日程第 12、議案第 9 号 令和 8 年度伊根町簡易水道事業会計予算、日程第 13、議案第 10 号 令和 8 年度伊根町下水道事業会計予算、以上、令和 8 年度当初予算案 8 議案を一括議題とします。

提出者の説明を求めます。吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） それでは、令和 8 年度の町政運営に関する基本的な考えを申し上げた上、当初予算について、ご説明を申し上げます。

先月 8 日に執行されました第 51 回衆議院議員総選挙の結果、与党が 3 分の 2 を上回り、国会における勢力の図式は大きく変容いたしました。

現在開会中の特別国会で新年度予算案が審議されておりますが、令和 8 年度地方財政計画では、社会保障関係費や人件費の増加、深刻化する人口減少対策や防災・減災、国土強靱化の推進などに係る歳出増を踏まえ、一般財源総額について、交付団体ベースで前年度を大幅に上回る 3 兆 7,000 億円増の 6 兆 7,000 億円が確保されました。地方交付税においても、1 兆 2,000 億円増の 2 兆 2,000 億円が確保されたところでございます。

また、臨時財政対策債は、昨年度に引き続き新規発行額が計上されないことに加え、交付税特別会計借入金残高が 2 兆 9,000 億円縮減されるなど、地方財政の健全化が大きく図られる内容となり、地方 6 団体からも高く評価されております。

人件費の高騰や物価高の影響が続く中、地方が担う行政サービスが停滞することのないよう、新年度予算の一日も早い成立が強く期待されるところでございます。

現在、京都府議会におかれましても、新年度予算案が審議されているところでございますが、今

回は、知事選挙を控えた骨格予算となります。物価高等の影響を受ける地域住民の生活や事業活動への対策のほか、防災・減災などの安心・安全対策、子育て・教育分野への対応など、年度当初から継続的に行われる取組を中心に予算を編成いただいております。

昨年11月28日に私ども京都府町村会として、西脇知事に対し168項目にわたる要望をさせていただきましたが、骨格の予算案であっても、総合的な医師確保対策や発達障害児の診療体制の強化など、我々の細かな要望に対しても対応いただいておりますこと、大変うれしく思うところでございます。

さて、伊根町の観光入り込み客数は、NHKの朝ドラ「ええにょぼ」が放送されました平成5年が、38万5,000人と最高の数値でございました。その後、二十四、五万で低迷しておりましたが、コロナ前には35万5,000人まで伸びておりました。その後、コロナで一旦は落ち込みましたが、令和5年には37万3,000人とV字回復、令和6年には48万1,000人と、過去最高の数値となりました。令和7年の数値は調査中ではありますが、前年を上回る見込みでございます。

その一方で、観光客が集中する場所では、休日の渋滞やマナー対策など、町民の皆様から苦言をいただき、令和7年度には、長期休暇などの繁忙期の渋滞緩和対策、観光案内所周辺の大型バスの混雑対策としての退避場所を確保し、町民の生活環境を整え、「豊かで住みよい・ええまち」の取組を進めてまいりました。

人の動きとともに新たな宿泊施設や飲食店の開設の動きも見られ、新たな雇用につながり、新たな経済循環を生みつつあります。このにぎわいと経済効果を伊根町全域に広めることがさらなる課題でございます。

一方、過度に観光客が集中する観光案内所周辺では、交通渋滞やマナー違反行為等による住民生活への懸念が顕在化しているため、交通誘導員の配置による一方通行誘導や連休時・繁忙期の臨時駐車場の開設、町有地を駐車場用地として貸与するなど、分散による緩和対策を講じているところでございます。

令和8年度には、行政、DMO、観光事業者、地域住民などによる地域一体となった協議体を設置し、過剰となっている場所における観光の現状、原因を可視化し、課題解決に向けた施策・ロードマップを議論し、持続可能な観光経営を構築していきます。

また、観光客が集中する伊根小学校において、児童が安心して学校活動に取り組めるよう、部外者侵入防止を目的にグラウンドにフェンスを設置し、連休や夏休みに観光入り込み客が集中する場所では、交通誘導員を配置した一方通行誘導や臨時駐車場を引き続き開設し、渋滞緩和対策を講じます。

引き続き、これまでの受入れ対策を強化し継続するとともに、観光の経済効果を町全体で享受できるよう、将来を見据えた受入れ体制の構築を検討し、観光と住民生活が両立する「豊かで住みよい・ええまち」の実現に向けて取り組んでまいります。

数年かけて検討を続けてまいりました小学校の在り方でございます。

保育園の保護者会から、児童数の減少や老朽化した学校施設に関する要望書が提出されたことを受け、教育委員会では審議会を設置し、協議・答申を経て、伊根町立小学校再編計画を策定し、住民説明会を行いました。この間、足かけ3年でございます。

伊根町総合教育会議では、この経過を踏まえ、本年から次年度末にかけて準備を進め、令和9年4月に町内2つの小学校を1つに再編する方針を決定いたしました。次の時代を担う子供たちが、伊根町の自然・景観・歴史・伝統・文化と対話し、心身を磨き育むよりよき教育の場を整備してまいります。

令和8年度では、令和8年度から令和12年度までの一貫した継続費の予算により、現在の本庄小学校の用地に新校舎を整備するため、本庄小学校の解体工事設計、新校舎新築工事設計業務を行います。設計が完了しましたら、建設工事に係る予算を計上することとしております。令和9年度に伊根小学校と本庄小学校を再編し、伊根小学校で学びを共にします。その間、本庄小学校の解体工事を行い、令和10年度に建設工事を進め、令和12年度中に新校舎に移動する計画としております。

さて、数年前のコロナ禍、我々、喉元過ぎれば忘れがちでございますが、あの暗く苦しく長いトンネルの中で見えたものの一つは、いつも申します、やはり東京一極集中、都市部への人口集中の危うさでございます。その危うさを回避して、持続可能な地域社会、日本の社会を築いていくためには、地方の農山漁村、地場産業に重きを置いた分散型低密度社会の構築が望まれます。国も、デジタル田園都市国家構想に続きまして、地方が持つ伸び代を生かし、住民の暮らしと安全を守るため、地域未来戦略を推進していくこととされております。地方の発展なくして日本の国の発展なし、我々町村の出番ではないかと思うところでございます。

伊根町におきましては、令和8年度は、第6次総合計画の後期基本計画2年目の年となります。総合計画の目標達成に向けて、この町にあるもの、持てるものを最大限に生かすための仕組みづくりを主眼にした事業を進め、構造的な人口減少、少子・高齢化という難題に挑戦的に取り組み、先進的かつ魅力的なまちづくりに邁進したく思います。どうかどうか皆さん、よろしくお願いを申し上げます。

当初予算の提案説明に戻らせていただきます。

予算書1ページをお願い申し上げます。別冊の令和8年度当初予算の概要の3ページを併せてご覧ください。

歳入歳出予算の総額は40億1,200万円で、前年度と比較しますと3,200万円、0.8%の減額でございます。

それでは、歳入から説明いたします。一般会計は、事項別明細書に詳細がございますので、そちらをご覧ください。

14ページ、15ページをお願いいたします。

町民税は、6,975万7,000円で、前年比50万7,000円の増額です。固定資産税は、7,209万3,000円で、前年比202万6,000円の減額です。町税全体では、205万6,000円、1.3%の減額です。

16、17ページをお願いいたします。

地方交付税は、17億9,800万円で、7,100万円の増額を見込みました。冒頭申しましたように、地方財政計画における地方交付税総額は、1兆2,000億円、6.5%の増となったことを踏まえ、一定の留保財源の確保も含めてこの額としたところでございます。

18、19ページをお願いいたします。

分担金及び負担金は、全体で463万円、前年比44万6,000円、10.7%の増加で、主な要因は、急傾斜地崩壊対策事業分担金の増加でございます。

使用料及び手数料は、総額1億5,259万1,000円で、前年比199万8,000円、1.3%の減額です。主な減額の要因は、公共残土処分場使用料などでございます。

20ページ、21ページをお願いいたします。

国庫支出金は、2億5,959万7,000円、前年比1億5,245万3,000円、37%の減額です。伊根分校跡地活用に係る新しい地方経済・生活環境創生交付金の減額などによるものでございます。

22、23ページをお願いいたします。

府支出金は、2億8,751万9,000円、前年比856万4,000円、2.9%の減額です。地域密着型サービス等整備助成事業補助金の減額などによるものでございます。

28、29ページをお願いいたします。

財産収入は、1,931万4,000円、前年比712万6,000円、58.5%の増額で、普通財産貸付料などによるものでございます。

寄附金は、2,030万円で、前年比300万円、12.9%の減額です。

繰入金は、5億3,262万6,000円、前年比5,616万1,000円、11.8%の増額です。主な繰入れの目的は、一般財源調整のための財政調整基金の繰入れ、起債償還分の減債基金の繰入れなどでございます。

増額の要因は、次の30、31ページをご覧ください。

特定目的基金の住宅基金から町営住宅の長寿命化工事を行うための繰入れと、観光とまちづくり

共生基金から本庄浜海水浴場施設改修を行うための繰入れによるものでございます。

繰越金は2,000万円で、前年度同額です。

諸収入は、5,524万2,000円、前年比3,359万3,000円、37.8%の減額で、デジタル基盤改革支援補助金の減額などによるものでございます。

町債は、6億2,360万円、前年比3,160万円、5.3%の増額で、町道新設改良事業、小学校改築事業による過疎対策事業債の増額や、跡地活用事業による一般補助施設整備事業債の減額などによるものでございます。

次に、歳出です。

34、35ページをお願いいたします。別刷りの方は2ページをご覧ください。

議会費は、4,711万6,000円、前年比30万2,000円、0.6%の増額です。

続きまして、総務費です。

36、37ページをお願いいたします。

総務費全体では、6億2,275万6,000円、前年比4億714万8,000円、39.5%の減額です。主な減額の要因は、企画費の跡地活用事業でゴダイ出店に係る補助金4億2,529万円の完了によるものでございます。

64、65ページをお願いいたします。

民生費ですが、7億2,270万9,000円、前年比7,664万円、11.9%の増額です。主な要因は、児童福祉費で、保育所管理運営費、掲載ページは80、81ページです。ゼロ歳児保育に向けた伊根保育園増築工事を約4,000万円で実施するものでございます。

衛生費は、3億1,705万9,000円、前年比2,448万2,000円、8.4%の増額です。主な要因は、予防接種事業で、高齢者の带状疱疹ワクチンとコロナワクチンの接種が定例化してきたことから、当初予算で計上するものとしたことなどによるものでございます。

92、93ページをお願いいたします。

農林水産業費は、5億2,500万8,000円、前年比1,699万5,000円、3.3%の増額です。有害鳥獣対策費で、捕獲事業の出来高の増加と侵入防止柵の購入経費の増額計上が主な要因でございます。

102、103ページをお願いいたします。

商工費は、2億2,114万6,000円で、前年比9,617万1,000円、77%の増額です。本庄浜海水浴場施設の改修工事費の計上と駐車場管理運営費で誘導員を配置する経費を増額し、また、駐車場の使用料収入が増額となるため借地料の支払いを増額したほか、収益の基金積立てを当初計上したことによるものでございます。

106、107ページをご覧ください。

土木費は、5億597万1,000円、前年比1億5,167万5,000円、42.8%の増額です。道路整備事業では、亀島本庄浜線ののり面防災工事を継続して実施するもののほか、地区要望に基づいた道路整備計画に従った事業を計上しております。

114、115ページをお願いいたします。

消防費は、1億2,217万3,000円、前年比1,869万円、13.3%の減額です。主な減額の要因は、災害対策事業で、京都府地域衛星通信ネットワーク設備更新事業とJアラート受信システム更新事業の完了によるものでございます。

118、119ページをお願いいたします。

教育費は、4億7,053万9,000円、前年比1億1,069万9,000円、30.8%の増額です。主な要因は、小学校再編事業のための既存校舎の解体設計と新校舎建設に関する設計の業務委託費の計上などでございます。

142、143ページをお願いいたします。

公債費は、4億5,176万6,000円、前年比8,429万9,000円、15.7%の減額です。この数年間、繰上償還を実施し、将来負担を減らす取組を行ってまいりました。その効果が現れてきたところでございます。

予備費は、575万7,000円を計上いたしました。

続きまして、特別会計です。

議案第4号 令和8年度伊根町国民健康保険特別会計予算でございます。

151ページをお願いいたします。以後の特別会計の総額は、別刷りの1ページをご覧ください。
なお、特別会計は、総額と主なもののみ説明させていただきます。

事業勘定の歳入歳出予算の総額は、3億7,967万4,000円、前年比855万6,000円、2.2%の減額です。

伊根診療所勘定の歳入歳出総額は、1億3,240万7,000円で、前年比2,680万7,000円、25.4%の増額です。現在の本庄診療所は、令和8年度から歯科診療のみを取り扱うこととし、伊根診療所本庄分院として再編するため、本庄診療所勘定を廃止いたします。

議案第5号 令和8年度伊根町財産区特別会計予算でございます。

193ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額は、それぞれ103万1,000円で、9,000円の減額でございます。

議案第6号 令和8年度伊根町介護保険特別会計予算でございます。

205ページをお願いいたします。

保険事業勘定の歳入歳出予算総額は、それぞれ4億8,107万4,000円で、前年比768万4,000円、1.6%の増額です。

介護サービス事業勘定の歳入歳出予算総額は、それぞれ148万7,000円で、前年比8万7,000円、6.2%の増額です。

議案第7号 令和8年度伊根町訪問看護事業特別会計予算でございます。

249ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額は、それぞれ1,685万9,000円で、前年比346万1,000円、17%の減額でございます。

議案第8号 令和8年度伊根町後期高齢者医療特別会計予算でございます。

263ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額は、それぞれ5,074万8,000円で、前年比457万8,000円、9.9%の増額です。

議案第9号 令和8年度伊根町簡易水道事業会計予算でございます。

277ページをお願いいたします。

収益的収入は8,008万9,000円、収益的支出は9,736万7,000円です。

次のページをお願いいたします。

資本的収入は1億895万6,000円、資本的支出は1億2,882万5,000円でございます。

議案第10号 令和8年度伊根町下水道事業会計予算でございます。

309ページをお願いいたします。

収益的収入は8,015万3,000円、収益的支出は1億248万5,000円でございます。

次のページをお願いいたします。

資本的収入は5,925万4,000円、資本的支出は7,363万5,000円でございます。

以上、当初予算の説明といたします。

令和8年度は、伊根分校跡地活用のゴダイドラッグの開店、小学校の統合再編、診療所の統廃合、調和の取れた三方よしの観光振興策にと、伊根町のさらなる振興発展の基軸になる年に思います。とにもかくにも、ないものねだりではなく、我らが町にあるもの、持てるものを最大限に生かし、知恵を絞り、知恵を合わせ、「ええまち伊根町」の実現に向け頑張ってまいりたいと思います。

議員各位をはじめ、町民の皆様のなお一層のご理解とご支援、ご協力を心よりお願い申し上げ、私の施政方針と当初予算の提案説明とさせていただきます。

なお、予算案の詳細な内容につきましては、全員協議会で担当課長等から説明させていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（佐戸仁志君） 以上をもちまして、議案第3号から議案第10号までの令和8年度当初予算案8議案の提案理由の説明を終了しました。

なお、本日は提案説明のみとし、明日３月４日に全員協議会を開催し詳細説明を行い、質疑は３月１２日及び３月１７日に行い、討論、採決は３月１８日に行う予定としております。

◎ 日程第１４ 議案第１１号

○議長（佐戸仁志君） 日程第１４、議案第１１号 令和７年度伊根町一般会計第７回補正予算を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 議案第１１号 令和７年度伊根町一般会計第７回補正予算でございます。

１ページをお願いいたします。

歳入歳出予算総額にそれぞれ８，７７７万６，０００円を追加し、４１億９，５３８万３，０００円とするものでございます。

２ページ、３ページをお願いいたします。

歳入です。

１０款１項地方交付税、１億２，９０２万３，０００円の増額です。

１３款使用料及び手数料 １項使用料、１４７万３，０００円の増額です。駐車場使用料の増額によるものでございます。

１４款国庫支出金 ２項国庫補助金３，６６１万１，０００円の増額は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金などでございます。

１５款府支出金 ２項府補助金３３４万７，０００円の増額は、有害鳥獣捕獲関係事業補助金などでございます。

１６款財産収入 １項財産運用収入３０２万８，０００円の増額は、日出地内で駐車場用地として貸し付けた普通財産貸付料でございます。

１８款繰入金 ２項基金繰入金１億５，０６０万２，０００円の減額は、財政調整基金繰入れの減額でございます。

１９款１項繰越金、７，１１１万９，０００円の増額です。

２０款諸収入 ７項雑入、１８７万７，０００円の増額で、臨時駐車場の美化協力金でございます。

２１款１項町債、４，３１０万円の減額です。国の補正予算に伴う一般補助施設整備等事業債の計上のほか、過疎債ソフト分の減額でございます。

４、５ページをお願いいたします。

歳出です。

２款総務費 １項総務管理費、４，２７８万３，０００円の増額です。北近畿タンゴ鉄道の基盤整備等に係る補助金を国の補正予算によって前倒しで計上するほか、１２月の地域振興券発行事業で留保していた物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金によって、追加での地域振興券の発行を行うものなどでございます。

２項徴税费、１２８万円８，０００円の増額、３項戸籍住民基本台帳費、２５４万円の増額でござい

ます。

３款民生費 １項社会福祉費、２５万円の増額。

４款衛生費 １項保健衛生費５８７万２，０００円の増額は、診療所勘定の繰入金でございます。

２項清掃費２６４万円の増額は、埋立処分場の機器補修工事費でございます。

６款農林水産業費 ２項林業費４７１万１，０００円の増額は、有害鳥獣駆除業務委託料の増額です。

７款１項商工費１，８６９万２，０００円の増額は、観光関係施設使用料などを観光とまちづくり共生基金に積み立てるものでございます。

８款土木費 ２項道路橋りょう費９００万円の増額は、除雪費の追加計上でございます。

６、７ページをお願いいたします。

第２表 繰越明許費の補正でございます。

上段の追加の表、地域公共交通確保維持費、戸籍住民基本台帳費は、国の補正予算による前倒し

分で、その他の事業は、関係機関との調整などで不測の日数を要したため、適正工期を確保するためなどの理由で繰り越すものでございます。

下段の変更の表は、今回計上分の地域振興券発行事業の事業実施期間を確保するためのもので、今回計上分を含める額の変更です。

8ページ、9ページをお願いいたします。

第3表 地方債の補正でございます。

過疎対策事業債ソフト分が要望超過で割り落としを受けたものの減額と、地方公共交通確保維持費は、北近畿タンゴ鉄道支援分が国の補正予算分の補助金を受けられる見込みとなったため、7年度へ前倒しするものでございます。

細部につきましては、担当課長からご説明申し上げますので、ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（佐戸仁志君） 鍵課長。

○総務課長（鍵 良平君） 議案第11号 令和7年度伊根町一般会計第7回補正予算の細部説明を申し上げます。

6、7ページへお戻りいただけますでしょうか。

繰越明許費の繰越し理由の詳細説明を申し上げます。

地方公共交通確保維持費は、北近畿タンゴ鉄道の地域公共交通再構築事業費補助金で、国の補正予算による補助事業でございます。国が予算を繰り越すため、協調補助を行う沿線自治体も同様に繰り越すものでございます。

林道管理事業、漁港管理事業は、事業実施に当たり、地元や関係機関との調整に不測の日数を要したため、繰り越すものでございます。

観光施設管理運営費は、材料代などの高騰で改築にした場合の事業費が相当高額になることから、改修の設計に切り替えるものとし、必要な業務期間を確保するため繰り越すものでございます。

町道管理事業、町道改良事業、河川管理事業は、事業実施に当たり、地元や関係機関との調整に不測の日数を要したため、繰り越すものでございます。

町営住宅管理事業は、町営住宅平田団地の防護柵設置に当たり、境界確定に不測の日数を要したため、繰り越すものでございます。

伝統的建造物群保存事業は、施工中、現地の状況から計画変更が生じ、文化庁と協議を行うなど不測の日数を要したため、繰り越すものでございます。

変更の地域振興券発行事業は、今回の補正予算による事業費の追加でございます。

続きまして、歳入の説明を申し上げます。

14、15ページをお願いいたします。

10款1項1目地方交付税、1億2,902万3,000円の増額でございます。普通交付税は、補正財源として留保しておりました決定額との差額を計上したものでございます。

13款使用料及び手数料 1項使用料 5目商工使用料、147万3,000円の増額で、駐車場使用料の増加によるものでございます。

14款国庫支出金 2項国庫補助金 2目総務費国庫補助金、3,661万1,000円の増額で、社会資本整備総合交付金は、地域公共交通再構築事業費補助金による増額でございます。

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金は、地域振興券発行事業の財源として計上するものです。

電算システム改修事業補助金は、社会保障・税番号制度システム改修の財源として計上するものです。

15款府支出金 2項府補助金 2目総務費府補助金、59万6,000円の増額で、京都府ふるさと応援交付金の交付決定によるものでございます。

6目農林水産業費府補助金、275万1,000円の増額で、有害鳥獣捕獲関係事業補助金でございます。

16款財産収入 1項財産運用収入 1目財産貸付収入、302万8,000円の増額で、丹後海陸交通株式会社に駐車場用地の貸付けを行ったものの計上でございます。

18款繰入金 2項基金繰入金 1目財政調整基金繰入金、1億1,560万2,000円の減額で、地方交付税の決定に伴い、基金からの繰入を減額するものでございます。

19款1項1目繰越金、7,111万9,000円の増額でございます。前年度決算の繰越金の12月補正で計上いたしました部分の残りがありまして、留保しておりました繰越金も全額計上したというものでございます。

16、17ページをお願いいたします。

20款諸収入 7項5目雑入、187万7,000円の増額で、臨時駐車場利用に係る美化協力金の増額でございます。

21款1項町債 2目総務債、1,110万円の減額でございます。

内訳としましては、過疎対策事業債の減額と一般補助施設整備等事業債の増額というものでございまして、過疎対策事業債は、町長説明にもありまして、割り落としを受けました過疎債ソフト分の減額でございます。一般補助施設整備等補助事業債は、地域公共交通再構築事業費補助金の裏充ての起債で増額したものでございます。以下の過疎対策事業債は、いずれもソフト分の割り落としを受けたものの減額でございます。

続いて、歳出の説明を申し上げますが、財源更正のみで、歳出額の増減がない事業につきましては省略をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○企画観光課長（千賀和孝君） 2款総務費 1項総務管理費、6目企画費、4,778万3,000円の増額です。

地域公共交通確保維持費1,613万円の増額は、再構築実施計画に基づくKTRの線路・電路の維持補修工事及び新車両整備事業を、国の補正予算の補助内示を受け、令和8年度実施計画分を令和7年度予算に前倒し計上するものでございます。沿線市町の協調補助金でございます。

地域振興券発行事業3,165万3,000円は、国の補正予算で計上された物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、地域振興券を発行するものでございます。現在、12月補正予算で計上いたしました地域振興券が発行中となっております。第2弾の振興券となります。

12月補正予算質疑では、デジタルによる振興券の発行を検討したいと説明させていただいたところでございますが、今回は紙ベースでの発行を計画しております。デジタル化につきましては、事前サウンディングなどによって複数社から聞き取りを行いました。システム構築費が想定以上に必要なこと、併せて、構築したシステムのランニングコストも紙ベースでの発行費用の3倍程度が必要になるようで、伊根町の規模では、デジタル化のメリットよりコスト的なデメリットが大きいと判断いたしました。

今回計上した予算分の振興券は、現在発行しております振興券の有効期限が終わる令和8年7月1日を発行基準日とし、同日に伊根町に住民登録がある方を対象に、1人当たり1万7,000円の振興券を発行いたします。住民の皆さんには、7月中にお手元に振興券が届くことを想定しております。参考となりますが、3月1日現在の住基人口は、1,822人、880世帯となっております。

振興券の有効期限は、令和8年12月末、使用対象施設は、これまでと同様に伊根町内に事業所を有する店舗といたします。

郵送用封筒などの消耗品費1万2,000円、振興券の印刷製本費15万3,000円、配送費用として通信運搬費54万円、事業者への換金の振込手数料2万5,000円を計上しております。

○総務課長（鍵 良平君） 15目財政調整基金費500万円の減額でございます。割り落としを受けました過疎債ソフト分で積立てを計画しておりました過疎基金の積立金の減額でございます。

○住民生活課長（森田連三君） 2項徴税費 2目賦課徴収費、128万8,000円の増額です。税務共同化事業において、京都地方税機構の負担金でございます。

3項1目戸籍住民基本台帳費、254万円の増額です。

12節委託料のシステム改修業務は、住民記録システムから連携された旧氏情報を取得する機能及び記録する処理、戸籍附票システムで旧氏情報を取り扱う処理ほか、システムへ連携する処理に係る改修費です。

18節負担金は、住基ネットシステムの氏名の振り仮名の初期登録対応に係る負担金です。

3款民生費 1項社会福祉費 1目社会福祉総務費、25万円の増額です。職員の病気休暇による代替職員の人件費です。

20、21ページをご覧ください。

4款衛生費 1項保健衛生費 4目診療所費、587万2,000円の増額です。診療所勘定繰入金で、伊根診療所勘定は、長寿苑医療費過誤請求の返還金による減収が見込まれることと、本庄診療所勘定は、医療機器等の伊根診療所への移設費用を計上しております。

2項清掃費 2目塵芥処理費、264万円の増額です。一般廃棄物最終処分場の計装盤が故障し、砂ろ過装置が自動で作動せず、また、設備異常等の信号が自動で発信できない不具合が発生しており、早期に改修が必要なため計上するものでございます。

○地域整備課長（橋本利将君） 6款農林水産業費 2項林業費 2目林業振興費、471万1,000円の増額です。有害鳥獣駆除業務の増額となっております。京都府猟友会宮津支部伊根班へ委託している業務でございます。

12月定例会においても増額補正を行い、12月補正時点で470頭の捕獲見込みで積算しておりましたが、11月、12月で毎月100頭を超える捕獲実績でした。このため、750頭捕獲見込みとして増額するものです。

○企画観光課長（千賀和孝君） 7款1項商工費 3目観光費、1,869万2,000円の増額です。観光総務管理費1,228万9,000円、滞在型体験観光まちづくり事業493万円、駐車場管理運営費147万3,000円、それぞれ観光関連施設等から生じた収益を観光とまちづくり共生基金に積み立てるものでございます。

○地域整備課長（橋本利将君） 22、23ページをご覧ください。

8款土木費 2項道路橋りょう費 2目道路維持費、900万円の増額です。町道除雪業務の増額となっております。1月末から2月初旬にかけての大雪により不足します除雪委託費を確保するものでございます。

以上で、一般会計第7回補正の説明を終わります。

○議長（佐戸仁志君） これから質疑を行います。質疑はありますか。8番、濱野議員。

○8番（濱野茂樹君） 19ページの地域公共交通確保維持費について伺いたいします。

北近畿タンゴ鉄道の再構築実施計画に基づいて、国の予算の内示を受けたことによる補正予算ということで伺いました。この実施計画の中にはこういったものが含まれるのかなというふうに思っておりまして、先ほどの説明では、新型車両と、あと線路の更新ということがありました。

今年、大雪で非常に電車が止まったりとかということがありました。北近畿タンゴ鉄道の管理しているラッセル車については、かなり古いものを使われているというふうなことを聞いております。この計画の中に降雪時での対策等について記載があるのかなのか、伺いたいと思います。

○議長（佐戸仁志君） 千賀課長。

○企画観光課長（千賀和孝君） 降雪時の対策等については、記載はなかったように記憶しております。

○議長（佐戸仁志君） ほかに質疑はありますか。これで質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐戸仁志君） 異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第11号 令和7年度伊根町一般会計第7回補正予算を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第15 議案第12号

○議長（佐戸仁志君） 日程第15、議案第12号 令和7年度伊根町国民健康保険特別会計第4回補正予算を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 議案第12号 令和7年度伊根町国民健康保険特別会計第4回補正予算で
ございます。

25ページをお願いいたします。

本庄診療所勘定の歳入歳出予算総額にそれぞれ187万2,000円を追加し、7,397万円
とするものでございます。

また、伊根診療所勘定は、歳入のみの補正を行っております。伊根診療所勘定から説明を申し上げ
ます。

26、27ページをお願いいたします。

歳入です。

1款診療収入 2項外来収入、400万円の減額。

8款繰入金 1項他会計繰入金、400万円の増額です。

32、33ページをお願いいたします。

本庄診療所勘定の歳入です。

8款繰入金 1項他会計繰入金、187万2,000円の増額です。

34、35ページをお願いいたします。

歳出です。

1款総務費 1項施設管理費、187万2,000円の増額です。医療機器の伊根診療所への移
動経費などでございます。

細部につきましては、担当課長からご説明申し上げますので、ご審議の上、ご可決賜りますよう
お願い申し上げます。

○議長（佐戸仁志君） 森田課長。

○住民生活課長（森田連三君） それでは、議案第12号 令和7年度伊根町国民健康保険特別会
計第4回補正予算について、ご説明を申し上げます。

初めに、伊根診療所勘定です。

30、31ページをご覧ください。

2の歳入です。

1款診療収入 2項外来収入 3目後期高齢者医療保険診療報酬収入、400万円の減額です。
長寿苑入居者への医療費過誤請求分について、後期高齢者広域連合へ返還する減収分でございます。

8款繰入金 1項他会計繰入金 1目一般会計繰入金、400万円の増額です。財源補てん繰入
金として、先ほどご説明いたしました後期高齢者診療報酬の減収に伴う繰入金になります。

続いて、本庄診療所勘定でございます。

40、41ページをご覧ください。

2の歳入です。

8款繰入金 1項他会計繰入金 1目一般会計繰入金、187万2,000円の増額です。財源
補てん繰入金です。

42、43ページをご覧ください。

3の歳出です。

1款総務費 1項施設管理費 1目一般管理費、187万2,000円の増額です。診療所統合
による医療機器等の移設に要する費用でございます。

以上、議案第12号 令和7年度伊根町国民健康保険特別会計第4回補正予算の説明を終わります。

○議長（佐戸仁志君） これから質疑を行います。質疑はありますか。質疑はないようでありま
すので、これで質疑を終わりますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐戸仁志君） 異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案について討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませ
んか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐戸仁志君） 異議なしと認めます。討論を省略します。

これから、議案第12号 令和7年度伊根町国民健康保険特別会計第4回補正予算を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第16 議案第13号

～

日程第17 議案第23号

○議長（佐戸仁志君） 日程第16、議案第13号 伊根町飲食料品等小売施設の設置及び管理に関する条例の制定について及び日程第17、議案第23号 財産の無償貸付についての2議案を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 議案第13号 伊根町飲食料品等小売施設の設置及び管理に関する条例の制定について、議案第23号 財産の無償貸付については、関連がございますので、一括で提案申し上げます。

町民が生活必需品を町内で調達できる生活環境を整え、町内で日常生活を完結できる体制を構築するため、伊根分校跡地を活用して整備している飲食料品等小売施設を公の施設に位置づけるため、条例を整備するものでございます。また、当該施設に必要な敷地について、無償で貸付けを行うものでございます。

細部につきましては、担当課長からご説明申し上げますので、ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（佐戸仁志君） 千賀課長。

○企画観光課長（千賀和孝君） それでは、議案第13号 伊根町飲食料品等小売施設の設置及び管理に関する条例の制定について、議案第23号 財産の無償貸付について、一括して詳細説明をさせていただきます。

両議案とも、ゴダイ伊根店の整備に関するものでございまして、令和6年1月30日に締結をした伊根町とゴダイ株式会社との連携と協力に関する基本協定の、分校跡地へ整備する店舗及び駐車場等の整備費用は、伊根町が負担するという事項に基づくものでございます。

議案第13号 伊根町飲食料品等小売施設の設置及び管理に関する条例ですけれども、これにつきましては、ゴダイ伊根店につきましては、ゴダイ株式会社に10分の10の補助金を支出して建物整備を支援しているものでございますが、その補助金の財源に新しい地方経済・生活環境創生交付金を充当しております。伊根町がこの交付金を受けるに当たり、設置条例の制定が交付金の条件となっているものでございます。

また、条例制定の後、同社と管理運営に関する協定を締結し、適切な運営を行っていただくよう、町も一定の関与をしていきたいと考えております。

条例の詳細を説明させていただきます。

別紙をご覧ください。

第1条、設置では、施設の設置目的と所在地を規定いたします。

第2条、施設は、設置目的に応じ最も効率的に運用するため、その管理を施設の所有者に行わせると規定いたします。ゴダイの建物をゴダイが管理するということを規定するものでございます。

第3条、利用の制限、第4条、利用者に関する指示の条項は、基本的には不特定多数の方が利用する施設ですが、利用の制限、指示など管理上必要な場合には、それぞれ所有者の判断の下、必要な措置が講じられる規定を設けます。

第5条、賠償の規定は、利用者が施設や設備を損傷したときには賠償しなければならないことを規定。

第6条は、規則への委任規定となっております。

続きまして、議案第23号 財産の無償貸付についてでございます。

ゴダイ伊根店の用地を無償貸付けするため、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議

会の議決を求めるものでございます。

財産の所在は、伊根町字日出248番1、無償貸付けする面積は、2,879.04㎡、貸付けの相手は、兵庫県姫路市綿町104番スクエアビル2階、ゴダイ株式会社、代表取締役社長浦上卓也でございます。

別紙資料をご覧ください。

伊根分校跡地、グラウンド用地の地積測量図でございます。

グラウンド用地は、全6,502.86㎡、これを一旦、字日出248番に合筆した後、ゴダイ伊根店の用地部分とそれ以外の2筆に分筆を行っております。無償貸付けする箇所は、赤枠で図示してあります248番1となります。

無償貸付けの議会議決をいただいた後、ゴダイと土地使用賃貸契約を締結することとし、その契約の中で貸付期間は10年とする予定でございます。10年後につきましては、事業の継続も含め、地域のニーズを鑑み協議するとの条項を設けることとしたいと考えております。

誠に簡単な説明となりますが、詳細説明とさせていただきます。

○議長（佐戸仁志君） 2議案について質疑を行います。質疑は、議案番号の後に発言ください。質疑ありませんか。3番、松山議員。

○3番（松山義宗君） 第13号についてです。

財産の取得はなされているのか。これは4月1日になっているんですけれども、財産の取得がいつになるのか。それと、支払いの金額ですね。取得ということは、多分お金を払って取得やと思うんで、その辺をちょっとお聞かせください。

○議長（佐戸仁志君） 千賀課長。

○企画観光課長（千賀和孝君） 当初におきましては、ゴダイが建てた建物を伊根町が取得するというスキームを想定しておりましたが、国の補助金の都合上、ゴダイに10分の10の補助金を交付するという形に変更させていただきました。よって、財産の所有者はゴダイ株式会社となりまして、伊根町は財産を取得しないということになっておりますので、改めてご説明させていただきます。

○議長（佐戸仁志君） ほかに質疑はありませんか。7番、和田議員。

○7番（和田義清君） 第13号の第5条のところについてちょっと。

第5条の「利用者は、小売施設及びその設備を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、所有者が特別な理由があると認めるとき」という、この特別な場合というのは、災害等を想定しているという理解でよろしいんですか。

○議長（佐戸仁志君） 千賀課長。

○企画観光課長（千賀和孝君） このただし書につきましては、所有者が特別と判断するということですので、災害もございましょうし、その他、所有者の判断でということの規定するものでございます。

○議長（佐戸仁志君） ほかに質疑はありませんか。3番、松山議員。

○3番（松山義宗君） 要するに、伊根町の財産にはならないということなんですね。だから、指定管理者云々という話も出ていないわけですし。

だけど、お金は補助金として出すんですよね。それが工事云々、例えば地方自治法でいうと1億5,000万円以上の工事だったりとか、不動産2,000万円以上を取得する場合には議会の議決をというふうに乗っているんですけれども、それはもう全く関係ないということなんですね。

○議長（佐戸仁志君） 千賀課長。

○企画観光課長（千賀和孝君） 今回につきましては、10分の10の補助金を支出するということでございますので、財産の取得等は町としては行わないものでございます。

○議長（佐戸仁志君） ほかに質疑はありませんか。5番、山根議員。

○5番（山根朝子君） 第13号です。

小売施設を公の施設に位置づけるということは、もしここで赤字が出た場合も、伊根町のほうで補填するということもあり得るということでもいいですか。

○議長（佐戸仁志君） 千賀課長。

○企画観光課長（千賀和孝君） 運営に関しては事業者の負担ということでございますので、赤字を補填することはございません。

○議長（佐戸仁志君） ほかに質疑はありませんか。2番、長谷川議員。

○2番（長谷川貴之君） ただいま施設のほうは10分の10補助ということだったんですが、最初の設計段階から、店舗設計図や、そういったものはしっかりと確認されておったんでしょうか、その辺伺います。

○議長（佐戸仁志君） 千賀課長。

○企画観光課長（千賀和孝君） ゴダイ株式会社のほうから提供を受け、確認はさせていただいております。

○議長（佐戸仁志君） ほかに質疑はありませんか。よろしいですか。8番、濱野議員。

○8番（濱野茂樹君） 貸付期間について伺います。一般的にスーパーの場合、10年から30年というふうに業界のほうでは言われているんですけども、10年とした根拠について伺います。

○議長（佐戸仁志君） 千賀課長。

○企画観光課長（千賀和孝君） 10年ですけれども、これにつきましては、ゴダイと締結をしております伊根町とゴダイ株式会社の連携と協力に関する基本協定の中で、飲食料品小売施設の営業期間は最低10年行ってくださいという規定に基づくものでございます。

○議長（佐戸仁志君） ほかに質疑はありませんか。よろしいですか。質疑がないようでありますので、これで質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐戸仁志君） 異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第13号 伊根町飲食料品等小売施設の設置及び管理に関する条例の制定についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから、議案第23号 財産の無償貸付についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第18 議案第14号

○議長（佐戸仁志君） 日程第18、議案第14号 伊根町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 議案第14号 伊根町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてでございます。

子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるものでございます。

細部につきましては、担当課長からご説明申し上げますので、ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（佐戸仁志君） 石野課長。

○保健福祉課長（石野 靖君） 議案第14号 伊根町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、詳細説明をさせていただきます。

子ども・子育て支援法の一部改正により、令和8年度から始まります乳児等通園支援事業、いわゆるこども誰でも通園制度について、さきの12月定例会で、伊根町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定したところで。

子ども・子育て支援法では、利用者に対して乳児等支援給付費を支給することが定められており、市町村は、給付費の支給のための確認手続を行うため、さきの条例に加え、本町での確認基準につ

いて条例を制定する必要があります。このたび当該条例に関し、国の特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準が示されたことから、伊根町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を新たに制定しようとするものです。

議案とは別の条例案をご覧ください。

近年、保育関係の事業で運営に関する基準を条例で定めた手法と同様に、本条例も、第2条で特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定め、対応できるようにするものであり、示された条例を参考にしていますことを申し添えます。

大変簡単ではございますが、説明は以上です。伊根町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についての説明とさせていただきます。

○議長（佐戸仁志君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。質疑がないようでありますので、これで質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐戸仁志君） 異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案について討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐戸仁志君） 異議なしと認めます。討論を省略します。

これから、議案第14号 伊根町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

休憩します。11時5分まで休憩したいと思います。

休憩 10時57分

再開 11時05分

○議長（佐戸仁志君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

◎ 日程第19 議案第15号

○議長（佐戸仁志君） 日程第19、議案第15号 伊根町消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 議案第15号 伊根町消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてでございます。

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、所要の改正を行うもので、補償基礎額の改正でございます。

担当課長からの細部説明については省略させていただきますが、ご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（佐戸仁志君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。質疑はないようですが、これで質疑を終わりたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐戸仁志君） 異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案について討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐戸仁志君） 異議なしと認めます。討論を省略します。

これから、議案第15号 伊根町消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第 20 議案第 16 号

○議長（佐戸仁志君） 日程第 20、議案第 16 号 公益的法人等への伊根町職員の派遣等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 議案第 16 号 公益的法人等への伊根町職員の派遣等に関する条例の一部改正についてでございます。

派遣職員に超過勤務手当等を支給することができるよう、所要の改正を行うものでございます。

細部につきましては、担当課長からご説明申し上げますので、ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（佐戸仁志君） 鍵課長。

○総務課長（鍵 良平君） 議案第 16 号 公益的法人等への伊根町職員の派遣等に関する条例の一部改正について、詳細説明を申し上げます。

現在の条例は、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律に基づいて、本町内に所在しております一般社団法人伊根町ふるさと振興公社に本町の管理職である職員を同公社の事務所長として派遣する想定で制定されたものでございます。そのため、給与につきましては、管理職の職員を対象としているものをこの条例の第 4 条で規定しております。

令和 8 年度から、一般社団法人京都府北部地域連携都市圏振興社、海の京都 DMO でございますが、こちらの京丹後市役所大宮庁舎内にあります本部事務所に、北部 7 市町で順番を定めて職員を派遣しておりますが、その順番が本町に回ってきたところでございまして、その派遣職員に関する条例改正でございます。

既に海の京都 DMO のほか、多くの公益的法人等へ職員派遣を行っております近隣団体の例を参考に、個々の手当を列記するのではなく、基本給のほか、全ての手当を含む「給与」という表現に改正を行うという改正内容でございます。

今回、海の京都 DMO に派遣する職員に関して条例改正の必要が生じました超過勤務手当、休日給など、実績に関する給与でございますが、こちらにつきましては、DMO から毎月勤務状況の報告を受けて、一旦本町で支払いをいたします。そのために必要な条例の改正なんですが、年度末に DMO から本町に派遣に関する負担金としてこの実績見合い給につきましては支払われる、DMO に負担していただく協定とする予定でございます。

なお、この実績給に関する取扱いにつきましては、DMO に職員派遣を行っている他の団体と同様でございます。

以上でございます。

○議長（佐戸仁志君） 質疑はありますか。よろしいですか。質疑はないようでありますので、これで質疑を終わりたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐戸仁志君） 異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案について討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐戸仁志君） 異議なしと認めます。討論を省略します。

これから、議案第 16 号 公益的法人等への伊根町職員の派遣等に関する条例の一部改正についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第 21 議案第 17 号

○議長（佐戸仁志君） 日程第 21、議案第 17 号 伊根町国民健康保険診療所設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 議案第17号 伊根町国民健康保険診療所設置及び管理に関する条例の一部改正についてでございます。

持続性のある地域の一次医療を確保するため、伊根町国民健康保険診療所を1診療所とすることとし、所要の改正を行うものでございます。

細部につきましては、担当課長からご説明申し上げますので、ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（佐戸仁志君） 森田課長。

○住民生活課長（森田連三君） それでは、議案第17号 伊根町国民健康保険診療所設置及び管理に関する条例の一部改正について、ご説明を申し上げます。

本条例改正は、以前より議員の皆様をはじめ住民の皆様にご説明してまいりましたとおり、3月末に本庄診療所を閉院し、4月から伊根診療所に統合するための改正になります。ただし、歯科については、一般医科とは完全に別の施設やスタッフであることから、完全に閉院するのではなく、歯科医師派遣が確実になるまで現施設で継続するものとし、本庄分院として一部を残すものとしての改正になります。

それでは、議案書をご覧ください。

提案理由は、持続性のある地域の一次医療を確保するため、伊根町国民健康保険診療所を1診療所とすることとし、所要の改正を行うというものでございます。

資料、条例案の裏面、新旧対照表をご覧ください。

現行で第1条第2号の名称、「伊根町国民健康保険本庄診療所」とあるものを「伊根町国民健康保険伊根診療所本庄分院」に改正するものでございます。

最後に、表面、条例案の末尾をご覧ください。

附則に令和8年4月1日から施行としております。

以上、簡単ですが、伊根町国民健康保険診療所設置及び管理に関する条例の一部改正についての説明を終わります。

○議長（佐戸仁志君） これから質疑を行います。質疑はありますか。7番、和田議員。

○7番（和田義清君） 冒頭説明していただいた歯科医院なんですけれども、将来的には歯科医院のほうも、伊根のほうにスペースとかその辺があれば移動するという理解でよろしいですかね。

○議長（佐戸仁志君） 森田課長。

○住民生活課長（森田連三君） はい、お見込みのとおりでございます。

やはり離れておりますと、運用上いろいろ支障がございまして、伊根診療所に整備ができればベストだと考えております。

○議長（佐戸仁志君） ほかに質疑はありますか。質疑がないようではありますが、これで質疑を終わりたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐戸仁志君） 異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第17号 伊根町国民健康保険診療所設置及び管理に関する条例の一部改正についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第22 議案第18号

○議長（佐戸仁志君） 日程第22、議案第18号 伊根町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 議案第18号 伊根町国民健康保険税条例の一部改正についてでございます。

子ども・子育て支援法の改正に伴い、新たに子ども・子育て支援納付金を創設し、併せて子育て

世帯の負担軽減を図るため、子供の均等割額を全額免除するための改正を行うものです。

細部につきましては、担当課長からご説明申し上げますので、ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（佐戸仁志君） 森田課長。

○住民生活課長（森田連三君） それでは、議案第18号 伊根町国民健康保険税条例の一部改正について、ご説明を申し上げます。

議案書をご覧ください。

提案理由は、子ども・子育て支援法の改正に伴い、新たに子ども・子育て支援納付金を創設し、併せて子育て世帯の負担軽減を図るため、子供の均等割額を全額免除するため、所要の改正を行うというものでございます。

資料5ページ、新旧対照表をご覧ください。

第2条第1項第1号及び第4号は、課税額に子ども・子育て支援納付金についての規定を追加しております。

6ページ、同条第5項は、世帯主及び18歳以上の被保険者に子ども・子育て支援納付金を課税し、その上限は3万円とすることを規定しております。

7ページ、第5条第1号は、子ども・子育て支援納付金の追加による条項番号の挿入、項ずれの修正です。

7ページから8ページにかけて、第9条の3は、子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額を総所得金額等の100分の0.31とすること、それから第9条の4は、子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割を1,125円とすること、第9条の5は、子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割を97円とすること、第9条の6は、子ども・子育て支援納付金課税額の平等割について、特定世帯を357円、特定継続世帯を536円、それ以外の世帯を714円とすることを規定しています。

9ページから15ページにかけては、子ども・子育て支援納付金課税額の減免について規定しております。

10ページ、第15条第1項第1号と、11ページ、第2号、12ページ、第3号は、所得要件、特定同一世帯所属者による減免規定です。

12ページから14ページにかけての第15条の3は、未就学児の被保険者均等割の減免について規定しております。

15ページにかけて、第15条の4は、出産被保険者の所得割、均等割の減免について規定しております。

16ページから22ページは、子ども・子育て支援納付金の追加による条項番号の挿入です。

23ページは、12月議会で町長が申されました18歳未満の国保均等割を全額免除する規定でございます。

最後に、資料の4ページ、条例案の末尾をご覧ください。

附則に令和8年4月1日から施行としております。

以上、伊根町国民健康保険税条例の一部改正についての説明を終わります。

○議長（佐戸仁志君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。質疑はないようですが、これで質疑を終わりたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐戸仁志君） 異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案について討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐戸仁志君） 異議なしと認めます。討論を省略します。

これから、議案第18号 伊根町国民健康保険税条例の一部改正についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第 23 議案第 19 号

○議長（佐戸仁志君） 日程第 23，議案第 19 号 伊根町健やか子育て医療費の支給に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 議案第 19 号 伊根町健やか子育て医療費の支給に関する条例の一部改正についてでございます。

個人番号カードを活用したオンライン資格確認による医療費助成を実施するため、所要の改正を行うものでございます。

細部につきましては、担当課長からご説明申し上げますので、ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（佐戸仁志君） 森田課長。

○住民生活課長（森田連三君） 議案第 19 号 伊根町健やか子育て医療費の支給に関する条例の一部改正について、ご説明を申し上げます。

議案書をご覧ください。

提案理由は、個人番号カードを活用したオンライン資格確認による医療費助成を実施するため、所要の改正を行うというものでございます。

条例案の裏面、新旧対照表をご覧ください。

第 5 条第 2 項に子供が医療機関を受診する際に「受給者証」を提示するとあったものに、「個人番号カード」の追加を規定しております。

最後に、表面、条例案の末尾をご覧ください。

附則に令和 8 年 4 月 1 日から施行としております。

子育て医療費については、この条例改正により、個人番号カードのオンライン資格確認に対応していくものでございます。その他の福祉医療費については、令和 8 年度から同様にオンラインで資格確認ができることとなりますが、子育て医療費以外は、別の条例に支給の規定があるものの、特に改正を要する文言はありません。

今回、具体的に個人番号カードによりオンライン資格確認ができる福祉医療費は、健やか子育て医療費のうち中学生までの医療費、ひとり親家庭医療費、障害児者医療費、65 歳以上 70 歳未満の老人医療助成、70 歳以上 75 歳未満の高齢者受給者証でございます。ただし、障害のある後期高齢者が対象となる重障老人健康管理事業は、国のシステムが未対応であるため、対象外となっております。

なお、子育て医療費のうち高校生分は、現在償還払いとなっておりますが、令和 8 年度中に現物給付に変更の上、個人番号カードにも対応するよう進める予定でございます。

いずれにしましても、システム未対応または機器故障中など、医療機関のほうに問題があった場合は、従来どおり福祉医療受給者証の提示が必要でありますので、受給者証そのものは引き続き所持していただく必要があるということでございます。

以上、伊根町健やか子育て医療費の支給に関する条例の一部改正についての説明を終わります。

○議長（佐戸仁志君） これから質疑を行います。質疑はありますか。質疑なしの声がありますが、これで質疑を終わりたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐戸仁志君） 異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案について討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐戸仁志君） 異議なしと認めます。討論を省略します。

これから、議案第 19 号 伊根町健やか子育て医療費の支給に関する条例の一部改正についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本

案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第 2 4 議案第 2 0 号

○議長（佐戸仁志君） 日程第 2 4、議案第 2 0 号 伊根町奨学基金条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 議案第 2 0 号 伊根町奨学基金条例の一部改正についてでございます。

奨学金の対象を高校生に拡大するための改正でございます。

細部につきましては、担当課長等からご説明申し上げますので、ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（佐戸仁志君） 横川次長。

○教育次長（横川 純君） それでは、議案第 2 0 号 伊根町奨学基金条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

本案は、大学等の高等教育機関に限ってございました奨学金の貸与対象を高等学校まで拡大するものでございます。これにより、義務教育修了後の学びのスタートラインから切れ目のない支援を行うために所要の改正を行うものでございます。

条例案の裏面にあります新旧対照表をご覧ください。

改正の内容といたしましては、条例第 6 条第 1 項第 1 号を改正し、これまで、大学、短期大学及び高等専門学校、4、5 年生としていたものを、学校の範囲を新たに高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部及び専修学校の高等課程を追加いたします。

また、高等専門学校につきましては、今まで 4 年生、5 年生に限っていたものを撤廃し、高校生の年代に当たる 1 年生から対象とさせていただきます。特に、義務教育を終え、高等学校へ進学する段階においては、入学金や通学費、教材費など、家庭の負担が急増する時期でもあります。学びたいという意欲がありながら、経済的な理由によりその道を諦めることがないように支援をするものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（佐戸仁志君） これから質疑を行います。質疑はありますか。質疑がないようではありますが、これで質疑を終わりたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐戸仁志君） 異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案について討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐戸仁志君） 異議なしと認めます。討論を省略します。

これから、議案第 2 0 号 伊根町奨学基金条例の一部改正についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第 2 5 議案第 2 1 号

○議長（佐戸仁志君） 日程第 2 5、議案第 2 1 号 伊根町特別職職員の給与及び報酬等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 議案第 2 1 号 伊根町特別職職員の給与及び報酬等に関する条例の一部改正についてでございます。

弁護士など、特に高度の専門的知見を有する有識者をいじめ防止対策推進委員等に任命する場合の報酬を規定する表を追加するものでございます。

細部につきましては、担当課長等からご説明申し上げますので、ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（佐戸仁志君） 横川次長。

○教育次長（横川 純君） それでは、議案第21号 伊根町特別職職員の給与及び報酬等に関する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

本案は、いじめ防止対策推進法に基づき設置するいじめ防止対策推進委員会及びいじめ調査委員会の委員に対し支給する報酬の額等を定めるため、所要の改正を行うものでございます。

2ページの新旧対照表をご覧ください。

第1条の関係規定に新たにいじめ防止対策推進委員会の委員及びいじめ調査委員会の委員を特別職の職員として加え、第17条に「別表第4の2」を追加し、その報酬額を定めるものでございます。また、第18条、第19条につきましては、第1条を改正したことにより、該当する号を繰り下げたものでございます。

3ページをご覧ください。

報酬額の設定は、医師、臨床心理士及び学識経験を有する者につきましては、第17条ただし書を勘案し、月額1万6,400円以内としております。弁護士の報酬につきましては、いじめ事案への対応や調査におきましては、高度な法的専門知識に基づいた助言や判断、調査が必要不可欠であることから、京都弁護士会からの要請や京都府下市町村の状況を総合的に勘案し、適切な人材を確保する観点から、ほかの委員とは異なり時間額での設定とし、1時間につき2万2,000円以内とするものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（佐戸仁志君） これから質疑を行います。質疑はありますか。7番、和田議員。

○7番（和田義清君） 3ページの改正後の学識経験を有する者というのは、例えばどのような方を想定されているんですか。

○議長（佐戸仁志君） 横川次長。

○教育次長（横川 純君） 学識経験を有する方につきましては、大学の教授なり准教授の方を想定しております。

○議長（佐戸仁志君） ほかに質疑はありますか。質疑がないようではありますが、これで質疑を終わりたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐戸仁志君） 異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第21号 伊根町特別職職員の給与及び報酬等に関する条例の一部改正についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第26 議案第22号

○議長（佐戸仁志君） 日程第26、議案第22号 伊根町小学校教育の在り方審議会設置条例及びより豊かな学びが実現できる学校施設審議会設置条例の廃止についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 議案第22号 伊根町小学校教育の在り方審議会設置条例及びより豊かな学びが実現できる学校施設審議会設置条例の廃止についてでございます。

いずれの審議会も目的を達成したため、関係条例を廃止するものでございます。

担当課長からの細部説明については省略させていただきますが、ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（佐戸仁志君） これから質疑を行います。質疑はありますか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐戸仁志君） 異議なしと認めます。討論を省略します。

これから、議案第２２号 伊根町小学校教育の在り方審議会設置条例及びより豊かな学びが実現できる学校施設審議会設置条例の廃止についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 散 会

○議長（佐戸仁志君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

なお、明日３月４日水曜日は、午前９時３０分から全員協議会を開催し、令和８年度当初予算の詳細説明をお願いすることとしておりますので、よろしくお願いします。

引き続きではありますが、この後、議会活性化特別委員会を開催しますので、よろしくお願いします。

散会 １１時３４分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

伊根町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員